

平成25年度 第1回

青森県青少年健全育成審議会

平成25年7月5日(金) 13:30～15:00

○司会：定刻となりましたのではじめさせていただきます。

～会議資料の確認～

はじめに、原田環境生活部次長からご挨拶を申し上げます

○原田環境生活部次長：ただ今ご紹介いただきました原田でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から青少年行政、そして県行政全般にわたりまして、ご理解とご協力を頂いていることに対しまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本審議会ですが、前回1月23日に開催しております。この時の主な議題でございますが、子ども・若者に関する総合的な支援計画を作るということで、委員の皆様から様々な御意見を頂き、県で取りまとめました計画案につきましてご答申を頂いたところでございます。

お蔭をもちまして、今年1月に青森県子ども・若者育成支援推進計画を策定することができました。本当にありがとうございました。

この計画でございますが、本年度である平成25年度をスタート年度とし、29年度までの5年間を計画期間として、青森県の未来を担う子ども・若者の成長と自立を支援していくため、重点目標を掲げまして各種支援、そしてまた総合的支援を図っていくものでございます。

本日も、この計画に係るものが主な議題でございまして、今年はスタート年度でございますけれども、県の取り組みの状況、それから、これに係ります施策の全体像等についてご説明申し上げ、ご意見を頂きたいと考えております。

この計画を充実させていくため、様々な施策を用意してございますが、今後の施策・事業に反映させていくため、委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜ればと思います。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○司会：それでは議事に入ります。議事進行に関しては、宮崎会長にお願いしたいと存じます。宮崎会長、どうぞよろしく願いいたします。

○宮崎会長：それでは、あらためまして、こんにちは。

青少年を巡るいろいろな事件が県内外で起きているようですけれども、どうぞ、それぞれの委員の皆様の立場から、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

今日の案件は（１）～（３）でございます。まず、（１）の青森県子ども・若者育成支援推進計画の進捗状況の報告と（２）の計画に基づく主要施策について、併せて説明をいただきまして、後に一括してご意見、ご質問という進め方で参りたいと思います。

それでは、まず最初に青少年・男女共同参画課からモニタリング指標の最新の数値、それから今年度の重点事業について説明願います。

○青少年・男女共同参画課 松野課長：青少年・男女共同参画課長の松野でございます。

委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。

私からはモニタリング指標について説明をさせていただきます。

先程、次長の挨拶にもございましたとおり、子ども・若者育成支援推進計画でございますが、今年の１月の当審議会において計画案を諮問し、答申をいただいたところでございます。

この計画の進行管理、そして公表については、お配りしている資料１の②に整理をさせていただきます。

まず資料１の②をご覧くださいと思います。計画の進行管理につきましては、本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である青森県青少年行政連絡会議において、各種施策の進行管理を行うということがまず１つ、２つ目は各種施策に関連する取り組みの内容や進行管理の状況について、県民に公表するという事、そして３つ目としまして、当審議会に報告をし、審議会からのご提言やご意見等を効果的な施策に反映していくこと、この３つが進行管理のポイントとなっております。

まず、その内の青少年行政連絡会議についてですが、こちらは県の知事部局、教育委員会、警察本部、あわせて２９課で構成する推進組織でございます。当審議会に先立ちまして、去る５月１３日に県庁内で会議を開催し情報交換をさせていただいたところであります。

県民に対する公表でございますけれども、本日の審議会の終了後、県のホームページにおいて、モニタリング指標の一覧、それから計画の関連事業について公表させていただく予定でございます。

当審議会への報告でございますが、本日、この後、私どもの方からモニタリング指標

の動きと重点事業、そして、関係部局からそれぞれの所管分野に係る現状、主要施策について説明をさせていただいた上で、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、モニタリング指標について説明をさせていただきます。お配りしている資料1の③をご覧くださいと思います。このモニタリング指標でございますけれども、計画に基づく各施策の取組状況を把握し、確認するための目安として、今年の1月の審議会の場においてご了解をいただいた指標でございます。この表でございますけれども、左側から見まして、計画に掲げる基本目標、そして重点目標、そしてこの目標について具体的な取組項目毎に指標を設定しており、全部で22の指標を設定しているところがあります。また、黄色で示している部分はそれぞれの指標の過去の数値、その右側が今年の1月時点、つまり計画策定時点での数値でございます。本日、説明をさせていただきますのは、その右側の最新値と書いてある部分を中心に説明させていただくこととなります。

まず、指標全般についての話になりますけれども、22の指標を掲げているところがありますが、実際のところ、どういった水準を目指していくのか、あるいはどの水準が望ましいのか、あるいは適正な水準なのかということが、必ずしも明確になっていない状況でございます。県としましては、今後この数値の推移をどのように評価して、また県として施策の推進にどのようにつなげていくのかという点につきまして、今後、関係部局等と十分に協議・調整していくこととしております。ただ、委員の皆様もご存じのとおり、指標によっては適正な水準あるいは目指すべき数値というものが、具体的に示すのがなかなか困難な数値もございます。例を申し上げますと、雇用に関する指標の場合は、その時々々の景気に左右される部分もございますし、あるいは様々な相談、通報に関する数値といったものについては、数値が増えるということは潜在化していたものが顕在化していくという面では良い面もありますが、そういう困難な事案が増えていくという点からすると、これは芳しくない指標であるなど、それぞれの指標によっては、なかなか具体的に目指すべき水準を示すのが困難なものもございます。したがって、今後、指標によっては、指標の背景にあります社会的な情勢を踏まえながら、総合的に評価していく必要もあるのではと考えております。

それでは、指標を一つ一つ見ていきたいと思っております。

まず指標の1から4でございます。こちらは子どもたちの心身、学力、職業感などに関する指標ですけれども、前回お示しした以降、最新の数値は出ておりません。なお、

指標の2のところ、過去の数値の所を赤で示しておりますが、これは前回お示した数値に誤りがあったもので、これを朱書きで訂正しております。お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

次に指標の5から7でございます。この項目は、例えば就職の内定率ですとか、若者サポートステーションにおける進路の決定者数などに関する指標でございます。指標5番目の高校新卒者の就職率でございますけれども、最新値は5月末で97.5%となっております。この数値は5月末の数値としては、過去10年間で最高の値となっております。一般の求人を含めた雇用情勢が改善基調にあるということを示しているものでございます。なお、6月末の最新値につきましては、今月末に労働局から公表されることとなっております。

次に指標の6番目、ニート・フリーターに係る指標でございますけれども、若者サポートステーションに関する最近の動きなどにつきましては、後ほど担当課の方から説明する予定となっております。

次に指標の8から11でございます。これらの項目は学校教育に関する指標でございます。文部科学省の調査による数値でございます。現時点では最新の数値というものは出ておりません。今年9月以降に最新値が公表されることとなっております。なお、これらの学校教育に関する公立学校等の現状などにつきましては、後ほど教育庁の方から説明をする予定となっております。

次に指標の12から14でございます。これらの項目は障害、あるいはひきこもりに関する指標でございます。まず、13番の発達障害に関する指標でございますけれども、これは発達障害者支援センターへの相談件数であり、増加しております。その主な要因としましては、発達障害に関する普及・啓発などに重点的に取り組んでおり、その周知が図られてきたことによるものと認識しているところでございます。その下14番目でございますけれども、こちらはひきこもりに関する指標で、精神保健福祉センターへの相談件数でございます。こちらは前年度から比較しまして、131件減少という結果となっております。その主な要因といたしましては、この指標はこころの電話相談、それから精神保健相談、医師による精神科クリニック、この3つを合算したものでございますけれども、この内、昨年度はお医者さんの配置の関係もございまして、当センターから他の医療機関を紹介する対応が増加したため、クリニックでの受け入れ件数が減少したものと分析をしております。なお、ひきこもり、発達障害の取り組みに関しましては、

後ほど担当課の方から説明する予定になっております。

続きまして15番目、こちらは少年の非行、犯罪防止に関する指標でございます。犯罪少年、これは14才から20才までの少年、それから触法少年、こちらは14歳未満の少年であり、犯罪少年、触法少年それぞれ各数値が減少傾向にございます。この背景といたしましては、警察、学校、地域が連携しまして、万引き防止活動をはじめとした各種非行防止活動を継続してきた成果が出ているものと認識しているところでございます。なお、少年非行に関する現状などにつきましては、後ほど警察本部から説明させていただきます。

次に指標の16、17でございますけれども、こちらは家庭、そして地域の教育力に関する指標でございます。まず指標の16番目、家庭の教育力向上に関しましては、家庭教育に関する相談件数を指標としておりますけれども、前年度から比べまして328件相談件数が減少しているという結果となっております。これも3つの相談機関の相談件数を合算したものでございまして、一つは児童相談所、それから子ども家庭支援センター、それから総合社会教育センターでございます。減少した要因につきましては、この3つの内、総合社会教育センターが昨年度から相談の体制を見直したことに伴いまして、取扱件数が減少したものとかがっております。この相談体制につきましては、様々な機関が連携する必要があるわけでございますが、今後も住民に身近な市町村も含めまして、各関係機関相互の連携体制を強化しながら地域全体で家庭教育を支援する、そういった取り組みを進めていく必要があると考えております。それから指標の17番目、地域の教育力向上に関する指標でございます。こちらでは放課後児童クラブ、それから放課後子ども教室、これらの設置率が増加しているところでございます。その背景といたしましては、県、それから教育庁が合同で運営の手引き、あるいはそのガイドブックを作成するなど、これまでの取り組みを進めてきた成果が出てきているものと認識しているところでございます。

次に、指標の18、19でございます。この項目は子ども・若者育成支援への県民の参画に関する指標でございます。まず、指標の18番目、地域の人財育成に関する指標で、こちらは命を大切にすることを育む県民運動推進会議の会員数を指標にしております。ご覧いただいておりますとおり、会員数は着実に増加しているところでございます。なお、この県民運動は今年で10年目を迎えるものでございまして、今後ともこの県民運動を一層盛り上げていきたいと考えております。19番目の指標、こちらは男女の育

児休業取得率でございます。男女別に書いておりますけれども、特に男性の育休取得率が依然として低いという状況でございます。企業あるいは県民の理解を促進するための取り組みを引き続き行っていく必要があると考えております。

最後は指標の20番から22番でございますが、これは社会環境の健全化に関する指標でございます。まず20番は出会い系サイトなどによる犯罪被害にあった少年の数でございます。23年度と比較しますと24年度は減少しているという状況でございます。今後ともネット利用に関する規範意識の醸成などに取り組んでいく必要があるものと考えております。その下の21番、子どもの虐待防止の関係で、児童相談所における相談対応件数でございます。こちらは、前年度から比較しまして144件増加となっております。その主な要因といたしましては、特に警察、市町村からの通告件数が増加しており、関係機関から早期に通告がなされるようにといった働きかけが功を奏しているものと考えております。今後とも関係機関と連携しまして、虐待の未然防止、あるいは早期発見に努めていくことが重要と考えております。22番目の指標は、子どもへの声かけ事案の発生件数でございます。こちらは前年から95件の増加となっております。統計を取り始めた平成17年度以降、最多の数値となっております。その主な要因としましては、安全講習会などを通じまして、学校や保護者などに対し、声かけ事案の積極的な通報を呼びかけたこと、あるいは関係団体とのネットワーク体制が強化されたこと等の成果が出てきたことによるものと認識しているところであります。困った事象としまして、この発生件数の中には善意で声をかけた人が誤解されたケースも含まれていると考えられているところでございます。

指標については以上でございます。

引き続きまして、資料1の④になりますが、こちらは詳しく説明をいたしませんけれども、本計画に係る平成25年度の県の関連事業を整理したものでございます。ここで一つ訂正をさせていただきたいと思っております。資料1の④の重点目標6「ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります」の所のいちばん右側の数値が0となっておりますけれども、「1,301」が正しい数値でございますので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

私の方からは以上です。

○宮崎会長：ありがとうございました。続けて事務局からお願いします。

○青少年・男女共同参画課 小川副参事：青少年・男女共同参画課の小川と申します。

私の方からは、この計画に基づく主要施策の方をご説明したいと思います。

資料1の⑤をご覧になっていただきたいと思います。この資料ですが、左の方に現状と課題、そして真ん中に子ども・若者の計画が載っておりますけれども、皆様におかれましては、昨年度、この計画を審議していただいたということで、ご理解をいただいていると思いますので、その部分は省かせていただきまして、右の方の事業の内容からご説明したいと思います。

私どもの方で担当する計画の目標でございますけれども、基本目標Ⅱの「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」、その中の重点目標8である「困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します」というところを担当しております、それに関する事業についてご説明いたします。

事業の中味でございますけれども、一つ目がネットワーク協議会の設置でございます。これまで、相談とか支援、そういう機関は行政に大変多くありまして、だいたい縦割りとなっている状況でございますが、子どもたちの抱える問題が大変複雑化、そして複合化しているということで、一つの相談機関だけでは解決できないという現状から、支援機関相互の連携を強化する必要があるということで、ネットワークを構築したところがございます。法に基づく地域協議会ということで、教育、福祉、保健、医療、更生、雇用、NPO・民間の支援団体、これらの各分野から31の機関を構成員としまして、協議会を設置いたしました。協議会では情報共有と連携方策の検討をやっていきたいと思っております。情報共有につきましては各相談・支援機関の対象範囲であるとか、得意な分野であるとか、限界であるとか、そういう情報をみんなで共有したいと考えております。そして連携方策について検討をしていくわけでございますけれども、具体的に、今まで連携できなかった事例等を出し合いまして、その中で問題を検討し、連携に結びつけていきたい、そのような検討をこの協議会の中でしていきたいと考えております。今年の4月25日に第1回目の協議会を開催いたしまして、今年度は、年5回の開催を予定しております。

次にネットワーク基盤づくり事業でございます。これは今申しました協議会の機能を高めるための基盤づくり事業でございます。

1つ目が支援機関の対応能力向上対策といたしまして、総合的支援に係る先進例等の研究、集積ということをやっております。具体的には研究会の開催として、総合的支



援等を研究している学者の方でありますとか、現実に取り組んでいる方を講師に招き、研究会・勉強会を開催していきたいと考えております。また、全国の中で先進的な取り組みをしている場所を調査いたしまして、事例を集積していきたいと考えております。この研究・集積したものを、来年度作成することとしている支援機関向けの共通マニュアルの中に取り込んでいきたいと考えております。

2つ目が総合案内窓口の設置及び連携課題の検証でございます。これは、いま県内でもこういう問題を抱えている方達が、どこに相談をしたり、支援を頼んだりしたらいいのか分からないという方も結構いると聞いておりましたので、そのような方達を支援機関に繋げていく総合案内窓口として、今年6月、当課に案内専用電話と専門員を設置いたしました。案内するだけではなく、案内した事案がどのように処理されたか、またそれが適切であったかなどをフォローアップしていきたいと思っております。そして、そういう事例集積や連携に係る課題検討を、先程申しました共通マニュアルの方に盛り込んでいきたいと考えております。この総合案内窓口の件でございますけれども、ちょうど昨日で一ヶ月が経ちました。土日を除きますと20日間窓口を開いており、件数といましては9件ありました。まだまだ始まったばかりということで、周知されていないのか件数は少ない訳でございますが、今後更に周知を図りまして、どんどん相談の件数を増やしていければと考えております。

次に3つめでございますけれども、県民向けの情報提供資料の作成ということで、支援機関マップをつくることを考えております。これはどこに相談したらいいのか分からない方が、我々の方に連絡をいただくだけでなく、どこに相談したらいいのか一目で分かるようなマップをつくりまして、それを県民の方に配布したいと考えております。

次にシンポジウムの開催事業でございますが、この子ども・若者の抱える問題が当事者だけの問題ではない、この少子化の時代でございますので、この問題は県民全体の問題であるということをご認識していただく、そういう機運を醸成するためシンポジウムを開催したいと考えております。今のところ11月にこのシンポジウムを開催する予定でございます。

資料1の⑥については、先程申しました協議会の設置要綱となっておりますので、後ほど時間のある時にご覧になっていただきたいと存じます。

また、資料の中に「子ども・若者の悩みや問題 ひとりで悩んでいませんか？」というチラシがございます。6月に総合案内窓口を開設した時にもチラシを作りまして、市

町村、県内の全学校等に配布しておりますが、まだまだ周知、認知が足りないということで、改めて委員の皆様には配布しているチラシをつくり、市町村や関係機関等にどんどん配布して、総合案内窓口の周知をしてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、公開講座のチラシがございます。「子ども・若者を巡る現状と自立支援を考える」というテーマになっており、先程の協議会の中で説明いたしました総合的な支援を研究していくというものの一つでありまして、協議会の構成員を対象に公開講座を開催いたします。今回は放送大学の宮本先生を講師にお招きしておりますので、この先生は、子ども・若者育成支援推進法の策定にも携わった方ということでございますので、大変興味深いお話を聞けるのではないかと考えております。協議会の構成員を対象とした勉強会、公開講座でございますけれども、せっかくの機会でございますので、幅広く県民の方にも聞いてもらいたいと思っております。日時は7月11日ということで、同じこの会場で開催されますので、もしお時間があるようでしたら委員の皆様もご参加していただければと思います。

○宮崎会長：ありがとうございました。先に申しましたが質問は後でまとめてということで、次に各担当部署の方から順に施策の説明をお願いいたします。最初に労政・能力開発課からお願いいたします。

○労政・能力開発課 間山総括主幹：労政・能力開発課の間山と申します。

私の方から、ニート・フリーターに対する就労支援の強化について、資料2に基づきご説明をさせていただきます。

県の方では、ニート等の若者の就業的自立を支援するために、国の委託事業を活用いたしまして、平成19年4月から青森県観光物産館アスパムの3階に設置されております「青森県若年者就労支援センター」、通称ジョブカフェあおもりの方に青森県若者サポートステーションを設置しておりました。ただ、最近の若者の自立を支援するためには、個々の置かれた状況へのきめ細かな対応が必要であるということから、今年、国の事業も活用しながら弘前、八戸に新たに設置することとしました。資料の方をご覧ください。1番目が、対象地区が東青と下北地区になってございますあおもり若者サポートステーション、運営団体は株式会社日本マンパワーになります。続きまして2番目は、対象地域が津軽地域になってございますひろさき若者サポートステーション、運営

団体は特定非営利活動法人プラットフォームあおもりになってございます。3番目でございますが、対象地域が南部地域となっているはちのへ若者サポートステーション、これは特定非営利活動法人ワーカーズコープが運営団体になってございます。附属資料としてジョブカフェあおもりと各若者サポートステーションのチラシをおつけしております。一箇所訂正がございまして、はちのへ若者サポートステーションのチラシの3ページ目の上の部分でございます。支援プログラムの所に、一ヶ月最大2,000円、各プログラム1回500円という有料の記載がありますが、この支援プログラムについては、参加自体は無料になってございまして、一部その資料によっては有料の部分もありますので「資料代がかかる場合もございます」ということで訂正をお願いいたします。現在、修正版を作成している最中でございますので、作成し次第、皆様の所に配布したいと思っております。また、続きまして4ページの方にも支援プログラム1回500円との有料の記載がございまして、これも同じように「資料代がかかる場合もございます」という記載に変更をお願いいたします。後ほど訂正し次第、皆様の方にご送付したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上で労政・能力開発課からの説明を終わります。

○宮崎会長：ありがとうございました。続いて教育庁学校教育課から申し上げます。

○教育庁学校教育課 櫻田主幹：教育庁学校教育課の櫻田と申します。

学校教育課からは、問題行動等についてと重点事業についてご説明いたします。

資料3の「本県公立学校における問題行動等の最近3年間の推移について」をご覧ください。こちらの数値は、先程説明のあったモニタリング指標とは若干数値が異なっております。モニタリング指標については、本県の国公立全部を合わせた数値となっておりますが、これから説明いたしますこちらの資料については、公立分の数値となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、暴力行為についてご説明いたします。暴力行為については、内訳としては対教師、生徒間、対人、器物損壊、この4つを合わせた合計の数値となっております。小学校、中学校とも増加しております。高校については28件の減少となっております。全体としてプラス37件の増加となっております。

続きましていじめについてですが、こちらはいじめの認知件数を載せております。合

計で762件ということで、前年度に比較しますと23件の減少となっております。特に中学校での減少が大きくなっております。このいじめの解消率をご覧いただきたいんですが、23年度は平均で88.8%、認知した件数を解消しております。その下の全国の公立校と比べてみますと、解消率が高くなっております。次に、いじめの対応別の発生件数をご覧ください。小学校の特徴ですが、冷やかしやからかいなど言葉によるいじめが最も多くなっております。また、仲間はずれや金品をたかられる、無視されるなどが減少しております。中学校の特徴ですが、冷やかし、からかいなどの言葉によるいじめは減少していますが、やはりこちらも全体の中では最も多くなっております。また、軽くぶつかられたり、ひどくぶつかられたり、叩かれたり等の身体接触に係わるものが増加しております。続きまして高等学校の特徴なんですが、冷やかし、からかいなどの言葉によるものや、軽くぶつかられたり、ひどくぶつかられたり等の身体接触に係わるものが減少しております。また、パソコン等によるいじめについて、小学校、中学校、高校、特別支援学校の合計では全体的に横這いではありますが、小学校がわずかながら1件から3件ということで2件増加しております。

続きまして、不登校についてご説明いたします。不登校については、平成23年度は1,275人ということで、小学校、中学校合計で前年度より102人減少しております。高等学校については、平成23年度は179人ということで、22年度から比べて111人大幅に減少しております。

次に、高等学校の中途退学者数についてご説明いたします。平成23年度は高校の全体としては336人ということで、10人減少しております。ただ全日制は211人ということで、22年度に比べて4人増加しております。

最後に、一番最後のページにあります「いじめのない学校づくり推進事業」の資料をご覧くださいと思います。これは、いじめが減少していますが、なかなか対応が難しいということがありますので、いじめ問題に関する指導の方針の作成や、ネットいじめへの対応について、情報モラル指導者講習会などを実施しております。この事業は平成24年度と今年度の事業で継続中ではありますが、いじめ問題に関する指導の方針については、本来であれば2年目の末に完成する予定でしたが、昨年度の大津の事件を受けまして、その抜粋版を24年度末に完成させ、各学校や教育委員会に配布しておりますし、県の教育委員会のホームページにもアップしています。

学校教育課からの説明は以上で終わります。

○宮崎会長：ありがとうございました。続きまして障害福祉課からお願いします。

○障害福祉課 鳥谷部主幹：障害福祉課の鳥谷部と申します。

私の方からは、ひきこもりの子ども・若者への支援、それから発達障害について説明させていただきます。

資料4をご覧いただきたいと思います。まず、ひきこもりの子ども・若者への支援でございますが、これについては県立精神福祉保健センターが中心に支援をしております。主な内容としては、資料に6点ほど書いておりますが、1点目が思春期精神保健相談・精神科クリニック（専門外来）ということですが、これは一般的な精神福祉相談の中で、思春期に係る相談があった場合はこちらで対応しております。思春期に係る様々な問題の相談ということで、相談、それから精神科の医師によるクリニックの方も行われております。

2点目が電話相談になりますが、これは「こころの電話」ということで、専任の相談員2名を配置し、2回線の専用電話がありまして、思春期に係る相談もここで対応しております。

3点目が、思春期・青年期本人グループ。ちょっと分かりにくいかと思うんですが、社会的ひきこもりの当事者の方の居場所づくりというようなものになります。同世代の方が中心となって対人関係の経験の場を提供するというので、そのことによって社会参加を促進していくことを目的に実施しており、平成15年度から開催しております。24年度は20回ほど開催しておりまして、延べ127人の方が参加しておりますが、具体的にはスポーツ、ゲームなどみんなで楽しめるもの、演芸活動、調理等を行っております。

4点目として、思春期・青年期家族教室。こちらは、子どもさんの問題で悩んでいる家族の方を対象にした教室を開催しております。これは本人グループよりも更に前の平成13年度から開催しておりまして、家族自身が抱える不安とかストレスの解消、ひきこもりの理解や対応方法について学ぶ機会や、情報交換を行うとか、そういった家族への教室ということで開催しております。

それから5点目は教育研修。いろんな思春期精神保健に絡む関係者の方を対象にした研修会を広く呼びかけており、年1回開催しているところです。

6点目は普及啓発ということで、いろんなパンフレット等を作成しているところです。

続けて、発達障害の関係になります。発達障害の定義については既にご承知のことと思いますので、省略したいと思います。発達障害には知的障害を伴う方だけではなく、特に知的障害を伴わない方もいらっしゃるわけですが、そういった方の障害特性についての理解不足が、発達障害に関して指摘されているところです。発達障害者支援センターの現状ですが、発達障害に関する総合的な支援の拠点ということで、県では平成17年度に設置し、いろんな施策を実施しております。平成25年度の事業ということで、主なものを記載しておりますが、非常に多岐にわたって沢山ございますので、要点だけ報告したいと思います。まず大きく3つありまして、1つ目が発達障害者支援センター運営事業、このところでは相談事業としていろんな発達障害に係る相談等に応じています。先程も御報告がありましたけれども、非常に周知されてきていると思っており、相談件数が増加傾向にあります。

それから2つ目として、発達障害者支援体制整備事業ですが、これについては発達障害者支援体制の検討委員会を立ち上げて、いろんな施策を検討しているほか、一般の方への理解促進というところで、県民向けフォーラムを開催しております。それから市町村の支援ということで、専門性を有する市町村サポートコーチが市町村に出向いて、県内の市町村の発達障害児への支援をするということで、支援体制の充実にも努めております。

3つ目ですが、発達障害者総合支援事業。このところでは発達障害児支援リーダー養成研修事業をはじめ、各種研修事業等を実施しております。こういった形で研修をして、人材育成に努めているということになります。

以上簡単ですが、報告させていただきます。

○宮崎会長：ありがとうございます。それでは最後に警察本部少年課からお願いします。

○警察本部少年課 阿部課長補佐：警察本部少年課の阿部と申します。まず、事前に4月末の資料を配付しておりましたけれども、統計の集計の関係上、直近のものをお渡しすることができませんでした。本日、5月末のものをお渡しさせていただきます。上半期の分に関してはまだ集計中でございますので、5月末の数字ということでお許しいただきたいと思います。

お手元の資料に基づいて、順番に従ってご説明させていただきます。

1の非行少年、不良行為少年の検挙・補導人員につきましては、前回ご説明しましたとおり、表1の中段にあります刑法犯少年つまり刑法を犯して捕まった少年、これが警察の非行のパロメーターになるものであります。モニタリング指標の方は24年の数値ということで犯罪少年、触法少年合わせて784人ということで示されております。この784人という数字は、現在の統計方式になった昭和23年以降最小を記録したものであります。その状況の中、引き続き表のとおり、本年5月末でも減少傾向にあるという状況であります。もう一つ指標にあります刑法犯の少年の占める率というのがあります。これは、大人も合わせて捕まった人たちの中で、少年の占める割合でございます。昨年である平成24年のモニタリング指標を27.8%と出させていただきましたけれども、平成13年までは、大人より子どもの方が多かったわけでございます。平成14年になりまして、初めて子どもが下回ったんですけれども、そのような中、更に昨年初めて30%を切ったという状況です。そして5月末現在も26.3%ということで、引き続き減少傾向にあります。

次に、法律を犯す以前の段階、深夜徘徊ですとかそういう不良行為をした少年は5月末では1,033人ということで、昨年同月よりも195人少なくなっております。ちょっと話が脇にそれますが、刑法犯少年784人という数字を出しますと、必ず言われるのが少年人口が減っているからだろうということで、個人的にちょっと調べてみました。ここ10年で一番少年が捕まった年が平成15年でした。2,049人が当時は捕まっておりました。私ども少年課でいう少年人口というのは0歳からではなくて、6歳から19歳までで計算しております。いわゆる小学生の早生まれから19歳までとなっています。平成15年の6歳から19歳の人口は21万8千強、これを100とした場合、昨年の刑法犯少年784人というのは38%まで下がっております。少年人口の方は17万2千強ということで79%に下がっています。圧倒的に人口減少より刑法犯少年数の方が下がり幅が大きいということになります。行政各機関、ボランティアの皆様方の御協力をいただいてやってきました警察の施策が、ある程度効果が出ているのではないかと思うところであります。

何故そんなに減っているのかという部分でありますけれども、表の2でございます。

これは子どもさんの捕まった時の学校別ですとか職業の状況ですけれども、小学校、中学校、高校が減ってきてます。特に小学校では、昨年同期よりも55%減少し、半分以下になっております。小学生ですと直近であれば平成22年に年間で92人捕まって

います。年を追う毎に92人、84人、去年は70人まで下がってきました。去年は70人だったんですけども、今年5月末では13人ということで、今年は去年よりもっと下がるだろうと思っております。これにつきましては、地域の方々、学校関係者の方々の協力を得て、小学校に少年非行防止リトルJUMPチームというのを結成させていただいており、本年度に入りまして316校の小学校の内の290校、約93%の小学校で結成させていただいております。このように平成23年度からやってきた施策がある程度効果が出てきたものと思っております。

刑法犯少年に比例して、懸案でありました万引きの方も減少傾向にあります。昨年度よりも3割ほど減ってきております。資料の下の方に参考ということで、5月末の万引で捕まった小・中・高の生徒数を他県と比較したものを載せております。表を見ていただくとわかるとおり、青森県は未だワースト1位でございますが、過去3年間の方を見ていただきますと確実に差が縮まってきております。特に小学校の場合はほぼ同率でワースト1位、ちょっとすればすぐ抜けるところにあるので、低年齢少年の意識がかなり改善されてきていると認識しております。

もう一方で、私どもが強化しているのが、ボランティアの皆さまのご協力を得て行っている不良行為少年の補導です。圧倒的に多いのが深夜徘徊、夜11時以降出歩くことです。そして喫煙。本来喫煙は減るべきものだと思います。平成20年7月にタスポが導入され、本来であれば減るべきはずなんですが、平成21年に若干減少した後、何故かまた平成22年以降は増加してきており、元に戻ってきているという状況にあります。これも様々な問題があると思えますけれども、深夜徘徊・喫煙で補導人員の7割強を占めている実情にあります。

そういう状況ではありますが、冒頭ご説明したとおり悪いことをして捕まるという子どもは、青森県の場合確実に減ってきているということで、特に低年齢少年の規範意識というところが、かなり従来より改善されてきていると認識しております。

○宮崎会長：ありがとうございました。それでは、各部署の方からご説明をいただきましたので、次に皆様からご意見・ご質問をしていただきたいと思います。

事務局、それから関係部署などの説明に関しまして何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。まず最初にモニタリング指標の説明がありました。これについて先に進めたいと思いますが、いかがでしょうか。



○篠崎委員：篠崎といいます。この指標に関しては以前もいろいろ意見を聞いていただいて、反映していただいたものだと理解しております。前にも私が申し上げたかもしれないのですが、雇用の5番の所、新卒者の方の就職内定率がとても多くなってきているとともに離職率が下がってきているということで非常に喜ばしいことだと思いますが、就職された皆さんが正規雇用なのか非正規雇用なのかを把握していらっしゃるのかどうか教えていただきたいと思います。男女問わず若者の非正規雇用が多いので、そういった辺りが青森県の場合も多いとしましたら、若者の先々の人生設計とか生涯賃金にも関わってきますし、貧困の問題にも関わってきますので、その辺りを把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○宮崎会長：はい。労政・能力開発課の方でいかがでしょうか

○労政・能力開発課 間山総括主幹：ただ今の新卒者の内定の内訳ですけれども、資料として正規、非正規の統計を取っておりますが、今手持ちとしてありませんので、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

○宮崎会長：青森県の情勢はどうなっておりますか

○労政・能力開発課 間山総括主幹：私どもの方で、非正規から正規雇用へという施策も展開しているわけですが、景気も上向いたこともございまして、正規の方が若干伸びていると感じております。

○宮崎会長：ありがとうございました。ニート・フリーターという先に繋がっていく大事なところですね。一つよろしく願いいたします。他にありますか。

○小川委員：全体的なことと関わるので、ここでの質問が適切かどうか分からないのですが、あえて申し上げますと、16番の「家庭の教育力向上のための支援の推進」というところでしょうか。先程のご説明では、社教センターの相談体制を見直したので減ったと、何故減ったかという市町村で地域での連携に力を入れて、そっちの方に相談が移ったというふうには受け取ったんですが。その地域の実態というのを教えていただきたい

のですが。

何故そこにこだわるかと言いますと、子ども施策に関して考慮して欲しいところがありまして、私は、むつ市で子育て支援等の事業をしていますが、そういう取組をしながら、地域の中で親を支える普通の隣のおじさん、おばさんみたいな人たちの支えというものがとても大事だと思っております。地域の中で、専門家ではない普通の人達が支えていくような仕組みが必要だと思います。というのも「相談窓口です」と看板を掲げたところには、ある意味グレーゾーンの親たちはいかないと思いますし、相談をするというのは本当に深刻になってからではないかと思っております。そうなる前に地域の中でいろいろな形で支え、解決していければいいのではないかと考えています。また、私どもの方では、子どもの居場所づくりというのもやっております、地域の中でいろんな子どもたちが出入りしていたんですが、そこにいる見守りの大人というのは、専門家ではなく普通のおじちゃん、おばちゃんなわけです。しかし、そういう人達にこそ、子どもは心を開いていろんな話をするのができたりします。そういう地域の一般の人たちがいろんな形で子育て支援を理解して取り組む仕組みをどんどん作って欲しいと思っております。

そのようなことで、相談支援で、市町村で力を入れている連携というのが、現実的にどの部分で、どういうふうに膨らんだので、社教センターの方の相談が減ったのか教えていただけますでしょうか。

○宮崎会長：今の小川委員からのご発言に対して、事務局、担当課の方からございますか。

○青少年・男女共同参画課 松野課長：さっきの説明の部分で、舌足らずのところがありましたので、改めてお話しさせていただきたいんですが、家庭教育に関する相談件数、これは3つの機関の合計件数というお話をしました。一つは児童相談所、もう一つが子ども家庭支援センター、もう一つが総合社会教育センターということで、この内の社教センターの部分、昨年から一部の業務に指定管理者制度を導入いたしまして、相談業務だけではなくて全体の業務の中でどういった体制が一番望ましいのか、その関係で見直した結果、相談の部分の体制が見直しになりました。さっき市町村との絡みをお話ししましたけれども、社協センターで減少した分が市町村の方にシフトしたかということ、そういう結果にはまだ表れていません。一方で、市町村の相談の位置づけというものが、平成17年に法律の改正があって、市町村住民からの児童家庭相談が、市町村に義務化

されたという環境変化がありました。平成17年度にそういう義務化があって、まだ数年な訳ですので、まだ必ずしも完全に移行されていない部分もあるのではないかと考えております。直接的には青少年・男女共同参画課の所管ではないので、もし児童福祉の関係で、こどもみらい課の方で補足する事項があれば、先程の地域での子育て支援も含めて何かありましたらお願いします。

○こどもみらい課 細越総括主幹：こどもみらい課の細越と申します。

平成17年の4月から、子どもに関する相談は児童相談所だけではなくて、地域住民に近い市町村も相談を受けるという形になっています。平成になった辺りから、児童相談所は虐待に対応する場所というイメージの方が強くなってきまして、地域の住民の方からすると、敷居が高い相談機関となってきましたので、むしろ市町村の保健師や相談員がお子さんの相談を受けの方が地域の方も相談しやすい。特に家庭の教育とかしつけに関する相談については、市町村の方が相談しやすいという形になってきましたので、徐々に市町村でもしつけや家庭教育に関する相談が増えてきているという状況になっております。市町村の保健師等と相談する場合にも、地域の皆さんが、そうやってお父さんやお母さんを支えてくだされば、そこに至るまでもなく問題は解決すると思っておりますので、そういう地域の皆さんのサポートが大事だと心得ております。

○宮崎会長：ありがとうございました。行政がサービスとしていろいろするだけではなくて、市民が地域の中でお互い支え合うという視点も大事ではないかというご発言だったかと思えます。それでは、他にご意見のある方は。

○谷田委員：このチラシ(子ども・若者総合案内)の関係でお伺いしたいんですけども、実際このチラシはどのぐらいの部数を刷るのか、そしてどういったところに配布されるのか。これは結局出口であり入口であると思えますけれども、どういう部分で手元に届くのか教えていただきたい。

○宮崎会長：事務局、よろしく申し上げます

○**青少年・男女共同参画課 小川副参事**：このチラシにつきましては3,000部ほど作りまして、まずは住民の方と一番接する市町村に配布して、対象の人の手に届きやすいような所に置いてもらうよう、これからお願いに参りたいと考えています。その他関係機関や学校などに配布して参りたいと思います。また、子どもさんで問題を抱えている方を身近に把握されている方、民生・児童委員の方などは事情等を分かっている方もおられるということで、そういう方達にも、今後協力をいただいこうと思います。

○**谷田委員**：結局、一番必要な人の手元には届かないということだと思んですが。

例えばこのような会議で、私達の手元に届いただけでも周知という部分では利用できると思いますが。この表裏1枚のチラシだけではなく、2枚配布してもらえれば、私どもの団体は映画館の団体ですが、これが2枚来て、映画館の方に貼ってくださいとお願いしてもらえればいくらかでも貼りますので。そういう周知という部分では、役所の中だけで考えるのではなく、関係団体も含めて検討していただければいいかと思います。以上です。

○**宮崎会長**：ありがとうございます。他に

○**橋場委員**：今のチラシに関係するんですが。私は私学校長会、学校現場の代表として来ておりますが、このパンフレットを見れば、気楽にどんな問題でもご相談くださいというような非常に柔らかい印象を受けるんです。

生徒が実際に「いじめ相談電話24」に電話しました。そうしたら、この相談が知事部局に行ったと思うんですが、その後学校に連絡が来まして、いじめと認識された場合、学校は被害生徒にどのように対応したか、加害生徒にどのように対応したか、もしそれがいじめと認識されない場合はなぜいじめと認識しないか、報告書を出していただきたいということが実際にありました。そうすると学校現場では、そのことを報告するために、様々なところから情報を収集せざるを得ません。そうすると、例えば電話をした生徒が「ここまで大きくなるとは思わなかった」と、逆に学校に来づらくなって、仲間今までと同じような対応ができなくなるというような部分もあります。電話相談を受けた方、連絡を受けた方、報告を受けた方、相談を受けてから学校に来るまで、重大性の受け取り方に温度差があるのかなと思います。皆さんが問題解消になると思っている反

面、別な問題があるのかなと思います。

○**青少年・男女共同参画課 小川副参事**：相談される側がどのように物事を捉えて処理するかというのは、それぞれの相談機関によって違うかと思います。我々案内する立場からは、今みたいなことが一番心配です。

いじめの問題でも、学校の問題でも、いろんな機関が相談に乗ってくれますが、あまり大ごとにしたくない、話を聞いてくれるだけでいいとか、そういうのをきちんと受け止めていかなければいけないと考えています。

先程紹介いたしました協議会の中で、一堂に相談機関が集まりますので、その中で、教育であれば、教育のどの機関がどういうことを一番やっていただけるかなど、そういうことを今調べております。相談を受ける我々窓口としては、できるだけ適切などころに案内できるように情報を集めて、これから適切な対応に当たっていきたいと思います。

○**宮崎会長**：なかなかいじめというのはデリケートな問題ですので、最悪の事案というのを考えると、そのようなすれ違いも起きるものと思います。

貴重なケースを御紹介いただき、ありがとうございました。

○**田中委員**：資料4の1に精神保健相談・精神科クリニックとありますが、これを具体的に知りたいんですが、よろしくお願いします。

それから、資料を読むとすごい沢山相談窓口があるんですが、私がここに来てから分かったところがあって、このようにいろんな相談窓口がどの辺まで周知されているのか、分からない人が一杯いるのは何が課題なのかと思います。周知するには、どのような課題があって、どんな方向でやったら皆さんが覚えていくのかを考えていくことも必要なのではないかと思います。良いものが一杯あっても、周知されていない部分が一杯あるように感じます。そのような対策も必要かと思いますが。

○**宮崎会長**：障害福祉課の方、よろしいでしょうか

○**障害福祉課 鳥谷部主幹**：資料4の1の精神保健相談・精神科クリニックというところのお話でしたが、精神保健福祉センターというのは、精神保健に係る幅広い相談業務を

実施しております。ですので、ひきこもりに関するものだけではなくて、幅広い精神保健の相談を受けているのですが、通常ですと月曜日から金曜日まで、午前9時から正午までそういった精神保健福祉相談という時間を設けております。その中で思春期に係る相談等も対応しております。相談を受けて、更にクリニックの方で医師の診察等の相談もしたい場合は、相談から精神科のクリニックの方にも繋げたりしておりますので、このような時間帯で相談及びクリニックも実施していることとなります。

○田中委員：それは、こういう相談をしたいと電話すると、紹介をしてくださるということでしょうか。例えば、誰かがこういうのを相談したいとしますと、電話すれば病院とかを紹介してくださるということですか。

○障害福祉課 鳥谷部主幹：イメージ的には、直接来所して実際に相談されたものになります。精神保健福祉センターの事業ですので、精神保健福祉センター内でこのような相談を受けているということになります。

○宮崎会長：確かに、いろいろと専門ごとに分化しているところですが、一つの窓口に行った時に連携ができていれば、きちんと適切な所に繋いでくれるということが大事だと思います。そこが従来は、割とたらい回しの話がありましたが、段々連携ができていくということでしょうか。

○田中委員：ここに行けばこの相談ができる、窓口はどこになっているとか、誰でも一目で分かるようなものがあれば良いと思いますが。

○宮崎会長：ひきこもりであったら、ひきこもりについてのチャートのような形であればいいということでしょうか。

○青少年・男女共同参画課 小川副参事：県内に相談機関が大変多くあるということで、今まであまり周知されていないなど、いろいろなご指摘がありましたので、今回、先程説明したネットワーク基盤づくり事業の中で、県民向け情報提供資料の作成として、支援機関マップを作成する予定です。県の機関も沢山ありますが、その他に市町村の相談

機関、NPOなど、そういうのが一度に分かるような資料を作成し、これから県民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

○宮崎会長：ありがとうございました。

予定の時間となりました。委員の皆様はまだご意見・ご質問があるかと思いますが、今後、事務局の方に直接お問い合わせいただくということでよろしいでしょうか。その辺りについて、事務局の対応をよろしく申し上げます。

それでは、進行を事務局に返します。

○司会：宮崎会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、原田次長からご挨拶申し上げます。

○原田環境生活部次長：まだいろいろとご発言されたい方も沢山おられたと思いますけれども、時間の都合もございますので、これで閉じさせていただきます。

協議できなかった部分などにつきましては、事務局の方にお声やメールなどをお寄せいただければ幸いです。

今日お話しいただきましたように、沢山の支援機関がある中で、なかなか、それが県民の方に伝わっていない、そういうこともございます。この総合支援計画について、もう少し俯瞰的に見ていく、そして何が必要かというのを見ていく。また、総合案内窓口なども設置させていただいておりますので、今後これをどのように運営していくか、ということも非常に大きな課題となってきます。

これまで縦割りでやってきたものを、支援機関相互の連携を深め、横の連携をつなげることで、セーフティネットと言うのでしょうか、そういうことに繋げていければと思っております。

今日いただいた様々のご意見を参考にさせていただきながら、今後の施策に反映したいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

○司会：以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。